!廃棄物の焼却炉には規制があります!

廃棄物を焼却するための焼却炉を使用する際には、廃棄物処理基準を遵守することが必要です。環境省令に定められた構造を有するものを使用し、悪臭等により生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じると共に、環境大臣の定める焼却の方法で行うことが必要です。これらを満たさないレンガ・ブロック積みの簡易焼却炉、ドラム缶、一斗缶などによる焼却はできません (廃棄物の処理及び 清掃に関する法律)。 定められた構造を有するかは、製造元に確認してください。

▼環境省令に定められた廃棄物の焼却炉の構造の概要は次のとおりです。

- (1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が摂氏 800°C以上の状態で廃棄物を焼却できるもの
- (2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるもの
- (3) 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるもの
- (4) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- (5) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

▶ 環境大臣の定める焼却の方法の概要は次のとおりです。

- (1) 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- (2) 煙突の先端から火炎又は日本工業規格 D 八〇〇四に定める汚染度が 25%を超える 黒煙が排出されないように焼却すること。
- (3) 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

!焼却炉の設置には届出が必要な場合があります!

■廃棄物を焼却するための焼却炉の設置には、法令による届出が必要な場合があります。詳しくは各お問合せ先へ確認をお願いします。

▶ 大気汚染防止法によるばい煙発生装置の届出(抜粋)

・火格子面積が2㎡以上であるか又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの 等 (お問合せ先:長野県諏訪地域振興局環境課 電話0266-57-2952)

▶ ダイオキシン類対策特別措置法による特定施設の届出(抜粋)

・廃棄物焼却炉であって、火床面積 (廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計)が 0.5 ㎡以上又は焼却能力 (廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が 1 時間当たり 50 kg以上のもの 等

(お問合せ先:長野県諏訪地域振興局環境課 電話 0266-57-2952)

- ▶ 諏訪広域連合火災予防条例による火を使用する設備等の設置の届出(抜粋)
 - ・据付面積2㎡以上の炉(個人の住居に設けるものを除く。)等

(お問合せ先:諏訪消防署 電話 0266-52-0119)

≪参考≫廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則、通知等

法(目的)

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び<u>廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし</u>、並びに生活環境を清潔にすることにより、<u>生活環境の保</u>全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

法 (焼却禁止)

- 第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。
 - 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別 管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却
 - 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
 - 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に 与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

法施行令(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

- 第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下 この条及び次条において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、 次のとおりとする。
 - 二 一般廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。) 又は再生に当たつては、前号イ及び口の規定の例によるほか、次によること。 イ 一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

法施行規則(一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造)

第一条の七 令第三条第二号 イの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏800°C以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- 二 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 三 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合に は、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるも のであること。
- 四 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、 製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜 鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。
- 五 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

通知(H9.8.29 厚生省告示 178 号 H12.12.28 厚生省告示 637 号 環境大臣の定める焼却の方法)

- 一 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- 二 煙突の先端から火炎又は日本工業規格 D 八〇〇四に定める汚染度が 25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- 三 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

通知(H12.9.28 衛環 78 号)一部抜粋

一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却とは、これらの廃棄物の処理基準を遵守して焼却されることをいうものであって、焼却を行った者に処理基準が適用されるか否かは何ら関係ないものであること。

通知(H28.1.28 環境省告示第七号) 一部抜粋

廃棄物の処理基準に適合しない処理に対しては、一般廃棄物については市町村、産業廃棄物については都道府県において、生活環境の保全上の支障が生じることを未然に防止するため、行政命令を適正かつ迅速に行うとともに、行政命令違反、不法投棄、焼却禁止違反等の行為については、都道府県警察との連携を強化し、厳正に対処しなければならない。